

令和5年8月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和5年8月25日

令和5年8月総会議事録

開 会 期 日	令和5年8月25日(金)				
開 催 場 所	鳩山町役場301会議室				
開議及び宣言者	午後1時36分 会長(議長) 金子茂雄				
閉議及び宣言者	午後2時31分 会長(議長) 金子茂雄				
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	欠 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件 諮問に対する答申について				
傍聴者数	なし				
<p>参 与</p> <p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉澤祐一 事務局長 ・村本亮 書記 ・馬場紫野 担当 <p>●議案説明員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鈴木翔 農業・商工業政策担当主事 					

[開会の宣言] 午後1時36分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は9名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年8月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。
本日の定例総会の議事録署名委員は、4番・小林三千雄委員、5番・飯島千春委員を指名いたします。
お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

農業委員会会長として会長を務める、鳩山町国保運営協議会に関して、7月31日に、「人間福祉圏国保運営協議会 会長会議」が開催され、8月22日には「鳩山町国保運営協議会」が開催されましたので、それぞれ出席いたしました。

また、委員及び会長を務める、鳩山町鳥獣被害防止対策協議会の通常総会が書面により開催され、8月9日に全議案が可決されました。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年7月26日受付。

資料番号1、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、210 m²。譲受人 [REDACTED]
[REDACTED]。耕作地、6a、労働力、1。譲渡人 [REDACTED]
[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、210 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、[]に住所を有しておりますが、鳩山町内において451㎡の自作地があり、全ての土地が良好に耕作されております。

本申請地は[]側の宅地に隣接する農地であり、本申請地を取得することで効率的に作業ができることから申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は[]地内の所有農地において、ジャガイモ等の露地野菜を作付けしていることを確認しております。

本申請地においても露地野菜を作付けする計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。

◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真上段の1枚でございます。

写真を見ていただくと、申請地は現在管理されている農地となっております。

譲受人は[]に住所を有しておりますが、[]地内に相続で取得した宅地を所有しており、そこを拠点として農作業を行っているという聞いております。

所有農地では良好に耕作されており、本申請では宅地に隣接する農地を取得することで合理化を図る目的と聞いております。

なお、これまでは農地法第3条による農地取得には、耕作面積が50アール以上という要件がございましたが、本年4月から法改正によって、農家で無い方や耕作面積が50アール未満の方でも農地を取得することが可能となりました。

本申請における判断としましては、作付け計画等となりますが、本申請においては、宅地に隣接する農地であり、面積も210㎡と大きくない事や所有農機具に耕運機等もあることから、作付け計画を判断し農地取得後も適正に耕作が行えるのではと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

確認ですが、所有する宅地と言うのは、資料8ページの■■■■番でしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

ご質問の通り、所有する宅地は、資料8ページに記載された申請地■■■■側に位置する■■■■番でございます。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。
これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

[日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年8月3日受付。

資料番号2、大字竹本[]、地目、田、面積、2,395 m²。譲受人 []

[]。譲渡人 []。

転用目的：農地改良。

面積合計、田、2,395 m²。農地区分：農振農用地区域内。

◎金子会長

この件につきまして、須江・竹本地区担当の金井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金井委員

須江・竹本地区担当の金井です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、[]地内で土木事業等を行っている個人事業主でございます。

申請地は道路よりも低く、耕作に不便をきたしていることから農地改良の申請に至りました。

農地区分につきましては、農振農用地区域内の農地ですが、一時的な農地転用申請は問題ありません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の奥田・須江・竹本地区担当の保積委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎保積委員

奥田・須江・竹本地区担当の保積です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、金井農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地は稲が上手く育たず、長年休耕地となっておりますが、本申請により農地改良をした後は、譲渡人が露地野菜を作付けする計画となっております。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金井農業委員から、また保積推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2段目の2枚でございます。写真を見ると、現在、少し草が伸びておりますが、管理されている農地でございます。

申請地は■■■■■を■■■■■方面へ進んだ、■■■■■との交差点手前の、■■■■■に位置する農振農用地となっております。

資料9ページの土地利用計画図及び11ページから12ページの造成計画断面図をご覧いただくと、隣接の農地・道路境界より高くなる部分もございしますが、被害防除や排水対策がされております。

本申請の譲渡人、譲受人は■■■■■にあり、■■■■■が営む事業者により農地改良工事を行い、工事完了後は家族で路地野菜の作付を行う計画となっております。

工事計画書や作付計画書、資金計画書等必要な書類は添付されており、計画の実行性や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎小久保委員

はい。

◎金子会長

小久保委員。

◎小久保委員

資料3ページのGの表記はゴールということでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

資料3ページの地図がルート表示になっているためGの表記となっておりますがこちらはゴールのGであり、申請地を表しているものでございます。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号2は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年8月10日受付。

資料番号3、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、530㎡。譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。

転用目的：自己用住宅。

面積合計、畑、530㎡。農地区分：農業振興地域内・第1種農地。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して自己用住宅を建設するための申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第1種農地ではありますが、自己用住宅への転用は問題ありません。

また、都市計画法第34条第11号区域内であり、開発行為許可申請の手続きも問題ないと思われまます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地の状況につきましては、道路に面しておりますが、斜面になっており、長年耕作がされずに管理地となっている土地でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真3段目及び4段目の2枚のうち、赤線で囲われた部分でございます。写真を見ると、現在は管理されている農地でございます。

申請地は[]を[]方面へ向かい、[]を左折した[]側に位置する第1種農地となっております。

住宅の転用は、原則500㎡までとなっておりますが、理由書にも記載のある通り、身体状況から玄関前での車の旋回スペースが広く必要であること、また土地の形状が斜面の為、進入路部分を設けた際に有効面積が少なくなることから、500㎡を超えての計画となっております。

事業計画の遂行能力は、縦横断図面及び立面・平面図、資金計画書、関係書類等が提出され、実行性も判断でき、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による
許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第7、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年8月10日受付。

資料番号4、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、530 m²。譲受人 [REDACTED]
[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]
[REDACTED]。

転用目的：自己用住宅。

面積合計、畑、530 m²。農地区分：農業振興地域内・第1種農地。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第1種農地ではありますが、自己用住宅への転用は問題ありません。

また、都市計画法第34条第11号区域内であり、開発行為許可申請の手続きも問題ないと思われま。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地の状況につきましては、造成計画によって分筆が行われ道路に面した旗竿の形状となっており、しばらく耕作が行われずに管理地となっている土地でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真3段目及び4段目の2枚のうち、黄色い線で囲われた部分でございます。写真を見ると、現在は管理されている農地でございます。

本申請地は、先ほどの議案第3号の申請地と隣接した土地であり、接道をとるよう分筆したことで旗竿の形状となっております。

本申請地も500㎡を超えておりますが、道路からの進入路を除いた土地の有効面積を考慮すると500㎡未満となることに加え、譲受人の希望する土地利用に必要な面積であることから、500㎡を超えての計画となっております。

事業計画の遂行能力は、縦横断図面及び立面・平面図、資金計画書、関係書類等が提出され、実行性も判断でき、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4は許可相当とすることに決定いたしました。

◎金子会長

ここで、議案第5号の説明員1名の入室がありますのでご了承願います。

[日程第8、議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想」の変更の諮問に対する答申について]

◎金子会長

日程第8、議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更の諮問に対する答申についての資料番号5を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

◎書記

説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、鳩山町長から諮問がありましたので、その諮問の内容を確認してから答申するものでございます。

内容については、この後、産業環境課 農業・商工業政策担当の鈴木主事より説明をさせていただきます予定です。

また、答申案につきましても添付しておりますので、ご確認いただき、ご審議くださるようお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。なお、この件につきまして、産業環境課 農業・商工業政策担当の鈴木主事より説明をいただきます。よろしくお願いたします。

◎鈴木主事

皆様こんにちは。産業環境課 農業・商工業政策担当の鈴木でございます。

よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それではお手元の資料に沿って「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、ご説明申し上げます。

本日、議案第5号として配布させていただきました 資料については5点でございます。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

資料の説明の前に、「基本的な構想」についてご説明申し上げます。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは、農業経営基盤強化促進法により都道府県が「基本方針」を定め、それに即した内容で市町村において定める構想となっております。

鳩山町において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用集積の目標、並びに、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援等について、総合的に定めている計画でございます。

この度、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が一部改正されたことに伴い、県が定める「埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」においても令和5年6月に改正されました。それに伴い、各市町村が定める「基本的な構想」は、都道府県の基本方針に沿った内容となるように策定することとされておりますことから、今回、町の基本構想の見直しを行うものでございます。

今回の改正(案)に対しましては、鳩山町農業委員会へ諮問を行うものでございます。農業委員会からの答申後に埼玉県知事と協議をすることとなっております。

それでは、主な変更点についてご説明させていただきます。

右上に資料NO. 5と押印してあるカガミ文の2枚目、別添1をご覧ください。

こちらは埼玉県における基本方針の変更についての概要でございます。

「2 基本方針の主な改正点」については大きな変更が3点ございます。

(1)といたしまして、「人・農地プランや利用権設定等促進事業の記載見直し」でございます。

地域計画が法定化されたことにより、人・農地プランに基づく表現から地域計画の趣旨に即した形に変更し、農地の集積・集約化の手法から利用権設定等促進事業を削除したものでございます。

このようなことから、町の基本的な構想においても「人・農地プラン」「利用権設定等促進事業」の文言を修正・削除いたしました。

次に、(2)「法改正に伴う農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備を規定」でございます。

農業を担う者の確保及び育成の考え方と農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針について記載してございます。

このようなことから、町の基本的な構想においても「農業を担う者の確保及び育成の

考え方」等の項目を新設いたしました。

なお、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、法第 11 条の 11 の規定に基づき埼玉県農業支援課を新たに農業経営・就農支援センターと位置づけたことから、新たに記載してございます。

次に、(3)「農用地の利用の集積に関する目標値の変更」でございます。

こちらにつきましては、埼玉県の目標値が「50%」から「56%」に変更となっていることから、鳩山町といたしましては、資料の次のページの「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の考え方 鳩山町」の③「農用地の利用の集積に関する目標値の変更」に記載させていただきましたが、これまでの目標値「43%」であったものを「48%」に変更いたしました。

以上 3 点が、埼玉県の基本方針の見直しに合わせ必要となった改正点でございます。

また、その他の箇所についても確認を行い、町の実情にあわせての改正部分がございます。

続きまして、本日の資料といたしまして、新旧対照表、改正案、改正前（現行）を用意させていただきましたが、新旧対照表からご説明させていただきます。

新旧対照表につきましては、右側が現行、左側は改正案となっております。

2 ページをご覧ください。中段の、「6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」の部分でございます。この項目は町の現状等に関するものでございますので、地域の実情に即して一部見直しを行うものでございます。

(1)「新規就農の現状」をご覧ください。

新規就農者の認定が過去 5 年間で 1 名と停滞していることにより、(2)「ア 確保・育成すべき人数」については年間「2 人」から「1 人」に目標の見直しをいたしました。

次に 3 ページの年間農業所得「250 万円」から「180 万円」に変更させていただいた部分でございますが、新規就農者の目標額は認定農業者の目標額の 5 割程度としており、基本構想の中では認定農業者の目標額が 360 万円と記載してございますので、整合性をとった形で金額の修正をしたものでございます。

次に 3 ページの(4)「地域ごとに推進する取組」の大豆戸地区につきまして、XXXXXXXXXXが令和 4 年度に解散したことによる文言の修正をいたしました。

また、基本構想に基づく地域計画が法定化されたことから、高野倉地区、大橋地区、その他の地区の追加をいたしました。

次に 5 ページから 8 ページの第 3、第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項ですが、こちらは県の要請に伴い、新設いたしました。鳩山町の現状に即した形で新たに記載してございます。

次に 11 ページから 12 ページの「1 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項」ですが、「利用権設定等促進事業に関する事項」を削除し、「地域計画」に関する事項を新設いたしました。

主な改正点につきましては、以上でございます。

この基本的な構想の策定及び変更につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき町が定めることとされており、同法施行規則第2条の規定により「あらかじめ農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならない」と規定されておりますことから、今回、諮問させていただくものでございます。

なお、当該改正案につきましては、埼玉県東松山農林振興センターに対しまして事前に照会を行っており、農業委員会及び農業協同組合の答申を経て県知事に協議いたします。

以上、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、どなたかご意見がありますか。

◎小久保委員

はい。

◎金子会長

小久保委員。

◎小久保委員

2点程質問させていただきます。

年間農業所得の目標を250万円から180万円に変更した部分について、これは認定農業者の目標額の5割程度ということでしたが、以前は認定農業者の目標年間所得が500万円だったということでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

認定農業者の目標年間所得は以前も360万円となっておりますが、その中で認定新規就農者の目標年間所得を250万円としてしまっておりまして、県からも、次回の変更時には修正するよう指摘がございましたので、今回整合性をとって修正するものでございます。

◎小久保委員

「地域ごとに推進する取組」で挙げられた地区が、現行では奥田・須江、泉井、大豆戸の3地区ですが、今回の改正では高野倉と大橋が増えております。2地区が増えた理由は何かあるのでしょうか。

◎書記

現行では、法人化している3地区を推進地区と位置づけておりましたが、今回は、人・農地プランに基づく地域計画の策定に関する内容も含まれることから、人・農地プランに合わせた推進地区となっております。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

人・農地プランは、大橋地区にもあるのですか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

大橋地区は、大橋川辺りを境に2つに分けて人・農地プランがございしますが、それを1つにした5haが今回の推進地区となっており、主に農用地区域内の農地が対象となっております。

◎事務局長

当時、新規就農者の受け入れがあり、担い手としての位置付けが必要であったことから、大橋地区において人・農地プランを策定した経緯があります。今回は地域計画への移行となりますので、人・農地プランを策定している区域については、地域計画への移行により消滅することが無いよう、継続して位置づけをするものでございます。

◎小久保委員

はい。

◎金子会長

小久保委員。

◎小久保委員

地元には人・農地プランの話はしているのでしょうか。

◎事務局長

人・農地プランの策定にあたりましては、地域における新規就農者の受け入れや担い手の位置付け、農地の利用計画等もございましたことから、地域のご意見を聞いた中で当該プランを策定しております。

◎畑委員

はい。

◎金子会長

畑委員。

◎畑委員

大橋の人・農地プランの区域は、集落排水の区域の辺りでしょうか。推進地区の取組みとして水田の内容がございますが、今は水田としてはほとんど利用されておられません。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎事務局長

地区としては主に、ご質問の集落排水の西側となります。人・農地プランを策定した際に参入した新規就農者は事情により離農している状況でございますが、地域計画については、策定前に地域の方にご意見をお伺いする中で、今後どのように農地を耕作し守っていくというのか、地域の担い手はどういった方を選ぶのか等を確認し、計画に落とししていくこととなります。

◎小久保委員

はい。

◎金子会長

小久保委員。

◎小久保委員

高野倉も人・農地プランがあるのですか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

高野倉地区には、元々、XXXXXXXXXXがございまして、ブロックローテーション等

にも取り組んでおり、人・農地プランに位置付けられております。

◎小久保委員

代表の方はいらっしゃるのですか。

◎書記

当時とは変わっておりますが、現在は■■■■氏が代表を務めておりまして、今後は、ブロックローテーションは止めるという話を伺っております。

◎事務局長

高野倉地区では、ブロックローテーションによる営農を実施する中で、稲作ができない人も出てきておりますが、その分を他の人が続けるという意向もあり、沼などの水利で充足する範囲となりますが、水稻作に取り組むという考えでございます。

◎金子会長

その他ございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

それでは意見がないようですので採決を行います。

議案第5号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更の諮問に対する答申については、案のとおり答申することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。議案第5号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更の諮問に対する答申については、案のとおり答申することに決定いたしました。

ここで、議案第5号の説明員1名の退室がありますのでご了承願います。

[閉会の宣告] 午後2時31分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長


異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和5年10月25日

会長 金子 茂雄 

委員 小林 三千雄 

委員 飯島 千春 